

倒産（２）

（前注）本部会資料では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４８号）による改正後の民事訴訟法を指して、「民訴法」の用語を用いることとしている。

第１ 破産手続

１ 申立て等

（１）インターネットを用いてする申立て等の可否

破産手続等（破産法第２条第１項に規定する破産手続及び破産法第１２章に規定する免責・復権に係る手続をいう。以下同じ。）における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）について、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとするので、どうか。

（説明）

破産手続等における申立て等について、民事訴訟の手続と同様に、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることを可能とすることについては、第２回会議において、利用者の利便性の向上や事務処理の迅速化・効率化の観点から、これに賛成する意見があった一方で、特段の異論はみられなかった。

（２）インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた代理人等

破産手続等について、民訴法第１３２条の１１の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等については、申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとするので、どうか。

イ 破産管財人等

破産管財人等（破産管財人及び保全管理人をいう。以下同じ。）については、当該選任を受けた破産手続等における申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとするので、どのように考えるか。

（注）債権届出に限っては、前記ア以外の者の全てが、一定の例外を除き、インターネットを利用しなければならないものとするべきとの考え方があるが、どのように考え

るか。

(説明)

1 委任を受けた代理人等 (本文(2)ア)

第2回会議においては、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等を行ななければならない委任を受けた訴訟代理人(具体的には、弁護士)等について、破産手続等においても、インターネットを用いて申立て等を行ななければならないものとする事については、異論はなかった。

2 破産管財人等 (本文(2)イ)

第2回会議においては、破産管財人等について、破産手続等における申立て等を行う場合には、インターネットを用いて行ななければならないものとする事につき、破産手続等における破産管財人等の職務等に鑑み、これに賛成する意見が出された。

なお、インターネットの利用を義務付けるとしても、その義務の意味合いがどのようなものとなるのかは、別途検討する必要があるように思われる。すなわち、その義務に違反してされた申立て等の適法性自体が問題となるとの整理があり得る一方、その義務は破産管財人等の職務上の義務であるとする、その義務違反は、当該申立て等の適法性に影響を与えるものではなく、裁判所による監督の対象となるものであり、さらに、破産管財人等を解任するかどうかの考慮要素となり得るといった意味合いを有するとの整理もある。

以上のほか、第2回会議では、破産手続等における申立て等に限らず、破産管財人等は、破産に関する民事訴訟手続における訴状等の申立て等を行う場合についても、インターネットを用いてすることを義務付けるべきであるとの意見があった。もっとも、民事訴訟においては、委任を受けた訴訟代理人等について義務化をしているが、他の者についてはそのようなこととしていないことや、上記のとおり義務化の意味合いをどのように考えるのかなどを考慮して検討する必要がある。なお、法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会でも、いわゆる士業者で訴訟代理人となる資格を有するが、訴訟代理人ではなく、本人として、訴訟を進行する際に、義務化しなくてもよいのかといった趣旨の指摘があったが、法制上手当てをする必要性はないといった指摘もあった(最終的な要綱には、特段の規律は設けられていない)。

3 債権届出をインターネットを用いてすることの義務付け(注)

第2回会議では、破産債権者による債権届出の提出に関し、多数の破産債権者の行う届出を画一的に処理する必要があることを踏まえると、一定の例外を除き(例えば、インターネットを利用できない者が届出をする場合を除き)、原則として全ての者についてインターネットを用いて届出を行ななければならないものとするべきであるとの意見があった。

もっとも、同会議では、債権届出についてのみそのような義務付けをすることは、民事訴訟において訴訟代理人等による申立て等に限って義務付けをしていることと整合性がとれないといった意見や、労働者において、使用者の倒産といった精神的苦痛が生じる中でインターネットを利用しない限り届出をすることができないとすると、それ自体がハードルとなり、届出を断念しなければならなくなるかといった意見、一定の者につき例外を設けるといってもその者を定義し、例外を設けることは難しいといった指摘、システムを使いやすいものとするのであれば義務付けをしなくとも利用が進むといった指摘があり、反対意見が出された。

4 インターネットを利用した送達の義務化

民事訴訟と同様に、申立て等をインターネットを利用してしなければならない者については、送達も、インターネットを利用してしなければならないこととするなど民訴法第109条の4及び第132条の1第2項と同様の仕組みとすることを想定している。

(3) 破産管財人と債権届出

破産管財人が、裁判所の決定を得て、次のような債権届出に関する事務を行うことについて、どのように考えるか。

- ① 債権者は、破産管財人に対して、債権届出をすることができる。
- ② 破産管財人は、裁判所に対して、①の規律により受けた債権届出を届出する。

(説明)

第2回会議において、例えば、債権者多数の事案等において円滑に手続を進めるために、その事件に相応したカスタマイズされた債権届出のシステムを構築する必要がある場面があり、そのような場面に対応するために、破産管財人が債権届出を受けられる規律が必要であるとの意見があった。

一方で、破産管財人に対する債権届出の提出をもって、時効の完成猶予等の効果を認めることは困難であるとして、上記の規律を設けることに反対する意見もあった。また、破産手続等についてIT化が実現することにより、裁判所のシステムに記録されたデータを使うことで、破産管財人の職務をすることはでき、破産管財人に対する債権届出を認める必要性は減少するのではないかという指摘もあった。

この問題については、これまでの実務を踏まえ、その法制化の必要性や、その対象となる場面（仮に、このような規律を設けるとしても、全てのケースにつき、この規律を用いるのではなく、債権者が多数に上るケースなどに用いることが考えられる。）につき検討をする必要がある。また、債権届出には、様々な法的な効果を伴うが、裁判所とは別個の機関である破産管

財人に対する届出をもって、裁判所に対する届出と全く同一に扱うことができるのかなどが問題となる。例えば、債権届出には時効の完成猶予等の効果があるが、時効の完成猶予等の効果は、基本的には、裁判所に対する請求により生ずるように思われ、破産管財人に対して届出をただけでは足りず、その届出を破産管財人が裁判所に届け出るといったことまでが必要であるとの指摘が考えられる（この場合にも、破産管財人に対する届出の時点に遡って効果が発生するのかなども問題となり得る。）。

また、いずれにしても、破産管財人は債権届出を受ける際には、一定の管理の負担を負うこととなるほか、そもそも、法制化する必要があるのか、適切な運用に委ねることで足りるといった指摘も考えられる。

2 提出された書面等の電子化

(1) 提出書面等の電子化の対象事件

裁判所に提出された書面等をファイルに記録することにつき、下記(2)の提出書面等の電子化のルールを適用し、提出書面等の電子化の義務を裁判所に課すことについて、どのように考えるか。

(注) 裁判所に提出された書面等について、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、具体的な考え方としては、①一定の事件類型について裁判所に電子化の義務を課すとの考え方、②電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて裁判所に電子化の義務を課すとの考え方、③全ての事件につき電子化の義務を課すが、その義務は利害関係人の申出があった場合とする考え方、④全ての事件につき電子化の義務を課すとの考え方がある。

(説明)

委任を受けた代理人や破産管財人等がインターネットを利用してファイルに記録した電磁的記録や、裁判所や裁判所書記官が作成した裁判等に係る電磁的記録は、そのまま事件記録となることを想定しているが、提出された書面等の電子化については、第2回会議において議論がされた。

具体的には、例えば、自然人である債務者が破産手続開始の申立てをして、破産手続開始の決定がされたものの、いわゆる同時廃止により手続が終了したケースなどにおいては、事件記録を電子化するニーズが乏しく、破産手続開始の申立てに当たって提出された多くの資料を全て電子化することによる裁判所の事務の負担等に鑑みると、記録の電子化について特則を設け、電子化の必要が生じた際に、必要な範囲で電子化をすることで足りることとすべきであるとの意見があった。

これに対し、このようなケースについても、過去に経験した破産事件の手続の経過や内容を確認するために事件記録の閲覧等をしたい場合や、過去の破産事件を統計として用いる場合

等には、記録を電子化するニーズはあるとの意見があった。また、同時廃止により手続が終了した事件においても、免責手続において免責についての意見申述を行うために破産債権者が記録を閲覧することはあり得るため、記録を電子化するニーズがあるとの指摘も考えられるが、同時廃止により終了した事件において、破産債権者が、事件記録を閲覧等した上で免責についての意見を出すということはほとんどないという実情の紹介もあった。

以上を踏まえると、具体的な考え方としては、(注) のとおりいくつかの考え方が考えられる。

例えば、①のとおり、一定の事件類型について裁判所に電子化の義務を課すとの考え方がある。例えば、一定規模以上の法人については、典型的に債権者が多数にのぼることが想定され、およそ同時廃止が考えられないとして、このような法人を破産者とする事件について、電子化の義務を課し、その余の事件につき記録を電子化するかどうかは裁判所の適切な裁量に委ねるといふものである。この案については、電子化を義務付けるべき事件類型を適切に抽出することが可能かが課題となる。

さらに、②のとおり、一定の類型かどうかに関係なく、必要に応じて、裁判所が電子化することを担保するために、電子化の意識を踏まえて一定の基準を定めて裁判所に義務を課すとの考え方がある。例えば、個別の事件の内容を踏まえて、破産者の属性（法人や自然人であるか）や、想定される債権者の数、同時廃止であるかどうかなどを踏まえて、インターネットによる記録の閲覧等を認める必要があると認められるときは、電子化を義務付けるといったことが考えられるが、その基準を適切に定めることができるのかなどが課題となる。

次に、③のとおり、全ての事件につき義務を課すが、その義務は利害関係人の申出があった場合とする考え方がある。これは、提出書面等の電子化によるメリットのうち大きなものは、インターネットを利用した閲覧等を可能とすることであるが、そのメリットをどの事件で必要であるかどうかを判断することは、基本的には、事件ごとの利用者の判断であって一律の線引きは困難と思われること、他方で、一律に、電磁的記録で記録されたもののほか、提出された書面等をその都度電子化する作業を要求することにより生ずる負担等も考慮するものである。

最後は、④のとおり、全ての事件につき義務を課すものである。この案に対しては、これまでに議論があるとおおり、電子化する作業を要求することにより生ずる負担等と、それにより得られるメリットとの関係が問題となる。

(2) 書面等の電子化のルール原則

ア 原則

裁判所等に提出された書面等の電子化のルールとして、次の規律とすること、どうか。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面

等に記載された事項をファイル（裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル）に記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、破産手続等において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

イ 書面等の電子化の例外に関する規律

破産手続等において、裁判所に提出された書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項につき、次のいずれかの事項については、ファイルに記録することを要しないものとするにつき、どのように考えるか。

- ① 民訴法第132条の12及び第132条の13の規定する例外に当たる場合において、各条の定める事項
- ② 当該書面等の提出とともに、支障部分の閲覧等の制限の申立て（破産法第12条第1項）がされた場合において、裁判所が特に必要があると認めるときの当該支障部分が記載され、又は記録された部分

(説明)

1 原則のルール ((2)ア)

民訴法第132条の12及び第132条の13に倣って、提出書面等の電子化のルールを定めるものである（対象事件等については、(1)のとおりである。）。

2 書面等の電子化の例外に関する規律 ((2)イ)

民事訴訟の訴訟記録については、①民訴法上の閲覧等制限の申立て（民訴法第92条第1項）に係る営業秘密であって、特許法等の特別法上の秘密保持命令の対象となるようなものについて、裁判所が特に必要と認める場合における当該営業秘密が記載された部分、②民訴法上の秘匿決定を求める申立て（民訴法第133条）に際して届出がされた場合における当該届出に記載された当事者の住所等の秘匿すべき事項、③②の秘匿事項届出に記載された部分以外の秘匿事項又はその推知事項について、裁判所が必要と認める場合における当該秘匿事項等が記載された部分（民訴法第133条の2）、④閲覧等の制限がされることとなる場合における送達場所等の調査嘱託に係る調査報告等の記載部分（民訴法第133条の3）については、紙媒体のままで保管することも許容され得る。

破産手続等においても、民訴法の規定が準用され（破産法第13条）、民訴法の閲覧等の

制限の規定（民訴法第92条）、秘匿制度（民訴法第133条、第133条の2、第133条の3）の規定の準用があり得ることから、民事訴訟と同様に、上記①から④までの事項につき、紙媒体のままでも保管することが考えられる（(2)イ①）。

また、破産手続等においては、民訴法とは異なり、破産管財人が破産者の事業を継続する場合に裁判所の許可を得るために提出された文書等につき、破産財団の管理又は換価に著しい支障を生ずるおそれがある部分（支障部分）の記載についても閲覧等の制限をすることができる（破産法第12条）ものとされており、このような支障部分が記載された書面等についても、上記①から④までと同様に、書面等の電子化の例外を設けることが考えられる（(2)イ②）。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書、破産債権者表などについて、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとすることで、どうか。

（説明）

第2回会議においては、裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書、破産債権者表などについて、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を作成するものとするについては、特段の異論はなかった。

また、提出された書面等の電子化の論点との関係については、仮に提出された書面等の電子化について一定の特則を設ける場合であっても、裁判所の作成する裁判書等の電子的な作成については、例外を設けるべきではないとの意見があった。本文の案は、全ての手続につき、例外なく、裁判書、調書等の電子化をすることを提案するものである。

4 期日におけるウェブ会議の利用等

(1) 口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋

口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋におけるウェブ会議・電話会議の利用について、民事訴訟手続と同様の規律とすることで、どうか。

（説明）

第2回会議では、民事訴訟手続のIT化において導入されるウェブ会議による口頭弁論や審尋を破産手続等においても可能とすること（民事訴訟手続と異なる規律を設けないものとする）について、特段の異論はみられなかった。

(2) 債権調査期日（一般調査期日及び特別調査期日）

ア ウェブ会議の利用

ウェブ会議を用いた債権調査期日（一般調査期日及び特別調査期日）の
手続に関し、次のような規律を設けることで、どうか。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところによ
り、裁判所並びに破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者が映像
と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするこ
とができる方法によって、債権調査期日（一般調査期日及び特別調査期日）
における手続を行うことができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭し
たものとみなす。

イ ウェブ会議を利用する際の意見の聴取

ウェブ会議を利用することを決定する際に、破産者及び破産管財人の意
見を聴かなければならないものとするについて、どのように考えるか。

(説明)

1 ウェブ会議の利用 ((2)ア)

第2回会議においては、債権調査期日について、利便性向上の観点から、ウェブ会議に
よる手続の関与を認めることについて、賛成する意見があり、特段の異論はみられなかつ
た。

2 意見聴取の対象 ((2)イ)

第2回会議においては、ウェブ会議を利用して手続に参加することを認める際の意見の
聴取については、破産者及び破産管財人の意見を聴取することが必要であるとの意見があ
った。破産者及び破産管財人は、債権調査期日で、届出破産債権につき異議を述べるこ
とができるため、その期日における実施方法につき意見を述べる機会を保障することが考え
られる。

なお、届出債権者も、他の届出破産債権につき異議を述べることができるが、届出債権
者は、その数が多数に上ることもあり、その意見の聴取を必要とする、実際には、ウェ
ブ会議の利用をすることが困難になることも考えられるため、必要としないことが考え
られる。

(3) 債権者集会の期日

ウェブ会議を用いた債権者集会の期日の手続に関し、次のような規律を設
けることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所並びに破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、債権者集会の期日における手続を行うことができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

(注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者の意見を聴かなければならないものとする規律を設けないものとするので、どうか。

(説明)

1 ウェブ会議の利用 (本文)

第2回会議においては、債権者集会について、利便性向上の観点から、ウェブ会議による手続の関与を認めることについて、賛成する意見があり、特段の異論はみられなかった。

2 意見聴取の対象

例えば、届出債権者がウェブ会議を利用して参加する際に、破産者及び破産管財人から意見聴取をすることを必要とすることが考えられるが、破産者及び破産管財人は、届出債権者に対して、説明や報告をすることが想定されるものであって、特に、届出債権者の参加の方法に意見を述べる利益がないとも考えられる。

また、破産者及び破産管財人がウェブ会議を利用して参加する際に、これらの者に説明等を求めることが想定される届出債権者からの意見聴取を必要とすることも考えられるが、届出債権者は、その数が多数に上ることもあり、その意見の聴取を必要とすると、実際には、ウェブ会議の利用をすることが困難になることも考えられるため、必要としないことが考えられる。

3 債権者集会の期日における議決権行使の在り方

現行法令においては、書面等投票による議決権行使の方法として、電磁的方法により事前に行う方法が定められているが(破産法第139条第2項第2号、破産規則第46条第1項第2号)、債権者集会の期日において議決権を行使する方法については、その具体的な方法の定めはない。

第2回会議では、債権者集会の期日において、破産債権者にウェブ会議による手続の関与を認める以上は、ウェブ会議により手続に関与している破産債権者に議決権の行使を認める必要があるとの意見があり、その具体的な方法としてどのようなツールを用いることが考えられるかについて、ウェブ会議のアプリケーションの機能を用いる方法や、それ以

外の電子投票システムを用いる方法等が紹介された。

5 記録の閲覧

利害関係人は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子化された事件記録の閲覧又は複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書又は電磁的記録の交付並びに事件に関する事項を証明した文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとするので、どうか。

(注) 民事訴訟手続における規律を踏まえて、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 利害関係人は、裁判所に設置された端末及び裁判所外の端末を利用して、電子化された事件記録の閲覧又は複写をすることができる。
- ② 破産者、債務者、破産管財人（及び破産管財人代理）、保全管理人（及び保全管理人代理）は、事件の係属中いつでも、裁判所外の端末を利用して、電子化された事件記録の閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

1 記録の閲覧等に係る請求の主体及び請求の内容（本文）

第2回会議においては、利害関係人が電子化された事件記録の閲覧等を請求することができるものとするについて、特段の異論はなかった。

2 記録の閲覧等の具体的方法（注）

電子化された事件記録の具体的な閲覧等の方法として、破産者や破産管財人等については、その破産手続等について一般的に利害関係人に当たるといえるから、民事訴訟手続における訴訟当事者と同様に、当該手続に係る事件の記録について、いつでも、裁判所外の端末等を利用して閲覧等を行うことを認めることが考えられる。

破産債権者については、その閲覧等を認めるに当たって、債権者に該当するかどうかの判断等が必要となるが、第2回会議では、一旦破産債権者に該当するものとして事件記録の閲覧等が認められた者については、それ以降は、改めての判断を経ることなく、いつでも、裁判所外の端末等を用いて閲覧等を行うことを認めることが相当であるとの意見があった。また、破産者の情報が拡散することへの懸念から、事件記録の閲覧等は裁判所設置端末によるものに限定すべきであるとの意見があった一方で、破産者の情報の拡散への懸念については、事件記録の閲覧等の制限の問題であるとの指摘もあった。

6 送達等

(1) 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達に関し、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(2) 公示送達

公示送達の方法に関し、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(3) 公告

破産手続等における公告について、官報に掲載してすることに加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないこととする事について、どのように考えるか。

(説明)

1 電磁的記録の送達及び公示送達 (本文(1)、(2))

破産手続等における電磁的記録の送達の方法及び公示送達の方法について、民事訴訟手続と同様の規律とすることにつき、第2回会議において、賛成する意見があった一方、特段の異論はみられなかった。

なお、第2回会議では、送達のほか、裁判所や破産管財人の行う通知についても、システムを利用した方法が導入されることが望ましい旨の意見もあった。

2 公告 (本文(3))

第2回会議では、破産手続等の迅速な進行のため、インターネットを利用した公告を認めることに賛成する意見があった。一方で、破産手続等に関する情報をインターネットを利用して広く公示することについては、破産者の情報が拡散することによる個人情報保護の問題を懸念する意見も多く出された。

民事訴訟における公示送達では、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとることを想定して規定が整備されているが、以上の意見を踏まえ、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとることについて検討することが考えられる。なお、家事事件の公告につき検討した際には、官報もオンラインで見ることができることから、官報と裁判所のウェブサイトとの役割分担や、裁判所のウェブサイトに掲載する場合の費用負担の問題も併せて検討する必要があるのではないかとの意見があった。

なお、破産手続等における公告の規律について、以上の点のほかに、見直すべきものがないかについても検討することも考えられるが、第2回会議では、特段の意見はなかった。

7 その他

(注) 書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることで、どうか。

(説明)

第2回会議では、書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることが取り上げられたが、この点について特段の異論はなかった。

第2 民事再生、会社更生、特別清算、外国倒産処理手続の承認援助の手続

再生手続（民事再生法）、更生手続（会社更生法）、特別清算の手続（会社法）及び承認援助手続（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律）について、第1の破産手続等に関する検討を踏まえて、第1の各項目と同様の項目につき、これと同様にIT化することについて、どのように考えるか。

(説明)

第2回会議では、破産手続等以外の倒産手続につき、インターネットを用いてする申立て等や事件記録の電子化などの点について、破産手続等と同様にIT化することについて賛成の意見があり、これについて特段の異論はなかった。

第2回会議では、監督委員などの裁判所に選任された機関についてインターネットによる申立て等を義務化するかどうかについて、破産管財人と並列的に考える必要があるとの意見があった。また、再生手続や更生手続において電子投票を行う場合に、どのような規律の下で、どのようなシステムで行うのかについて検討する必要があるとの指摘もあった。